

育児・介護休業法改正案が成立

育児介護休業法の改正案が6月24日国会で承認され成立した。一番のポイントは、3歳までの子供を養育する労働者の勤務時間の短縮、所定外労働の免除が、現行法では経営者の「努力義務」であったのを、「義務」にすることだ。少子化対策の必要性が声高に叫ばれる中、何と慎ましやかな改正なことか。というの、英国での最近の動きと対比しての私の率直な印象である。

今年4月6日、イメルダ・ウォルシュ女史率いる諮問委員会の提案どおり、英国政府はフレキシブル勤務に関する法律改正を実施した。主な趣旨はつぎのとおり。1)16歳以下の子供を持つ親まで、フレキシブル勤務を要求する権利を拡大する。(2003年施行の前の法律では、6才未満の子供を持つ親に限定) 2)新しいルールへは段階を経ず直ちに実施する。

英国の今回の改正が、フレキシブル勤務を要求する権利を11歳ジャンプさせたことにくらべると、日本ではあまりにも前進が少ないといえる。3歳と16歳のこの格差をどう理解したらいいだろうか？このような問題は国それぞれの歴史的背景、文化があり、単純に比較できないことは事実である。しかし一方では、同じ先進国の一員として、私たちは類似の社会的問題を抱える。子供の学力の低下、テレビゲームやInternetへの過度の依存、その結果としての体力の低下、引きこもりやうつ病の増加、対人関係能力の低下などが先進国の青少年の共通の問題として指摘されている。

いま英国で話題のイメルダ・ウォルシュって誰？

「米国にはオバマ大統領あり、英国にはイメルダいる」と、英国のある雑誌はウォルシュ女史に賛辞を送っている。英国の大手食品量販店であるセインズベリーズ社の人事部長の彼女はフレキシブル勤務に関する政府の諮問委員会で、リーダーとして過去12ヶ月間、「幼児でないもっと年上の子供をもつ両親がフレキシブル勤務をする権利の立法化」を主唱してきた。そして、政府に彼女の提案を認めさせることを、「yes, we can」と語り続け、ついに初志貫徹した。

昨年秋、ウォルシュ女史の活躍を英国のニュースで読み、「な



イメルダ・ウォルシュ女史

ぜ、英国では16歳以下の子供を持つ親まで、フレキシブル勤務を要求する権利を一気に拡大することが出来たのか？疑問をもち、資料を読み進む中でやっと、The Children's Planの存在にたどり着いた。

英国、日本における次世代育成のプロジェクト

2007年6月、英国では、子供・学校・家庭担当省が設置され、その年の12月にThe Children's Plan(子供プラン)を発表した。担当大臣のメッセージの中で、彼は「このプランは子供と若者が成長する上で英国を世界で最も優れた場所にするための10年の戦略である。このプランは家庭をすべての物事を中心に置くことにした。青少年が学校で過ごす時間は5分の1に過ぎないと、また家庭が子供たちをサポートし、励まし希望を与える時に、また休暇中とか授業がないときに、子供たちが積極的な活動を経験する時に、子供たちは最もよく学ぶという事実に基づいてこのプランは作成されている。」と語る。この計画は子供の健康、安全、学力、社会活動、貧困、社会で働く準備などの10の領域で2020年までの具体的な目標を包括的に設定している。

このThe Children's Plan戦略の一環として、子供を持つ親のフレキシブル勤務の権利拡大が実施されたことがやっと理解できたのである。

日本においても、政府は2007年に「仕事と生活の調和の実現」「包括的な次世代育成計画の枠組みの構築」について重点的検討を行い、12月の「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、政労使によって調印され新聞でも大きく報道された。しかしながら、一年半後の今、仕事と生活の調和の実現を具体的に支える一つの柱である育児介護休業法の改正内容は冒頭で述べたとおり、慎ましやかな前進にしか過ぎない。何のための憲章であり、行動指針なのか。やはり、日本にイメルダ・ウォルシュはいなかった。

編集後記

The Children's Planの要旨の中で、英国でも両親がワーク・ライフ・バランス実現に苦勞していること、子供たちが家の外で遊ばず、ゲームやテレビに夢中になっていること、そして社会人として一人前に育つことが可能かに、懸念を示しており、日英の親たちが似通った現状認識を持っていることが理解できます。日本の少子化対策は「産めよ、増やせよ」の視点に傾きすぎです。小学生高学年、中学生の学力問題、引きこもり、いじめを含め、子供をしっかり育て社会に送り出す次世代育成の議論を深化させる必要があります。

野尻